

## 貴金属の強引な買取りや 海産物の送り付け商法にご注意！

年末年始になると、訪問購入や送り付け商法の被害が急増します。

- 「何でも買い取る」と電話してきた事業者に、不用品を買い取ってもらおうと思ったら、貴金属を安く買い取られた。
- 突然、代金引き換えで海産物が送られてきた。注文した覚えはないが、どうすればよいか。

強引な買取り業者には要注意！  
送り付け商法は、受け取り拒否を！



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索